

わが国における貧児教育

— 東京市特殊尋常小学校の成立と展開 —

加登田 恵 子

はじめに

「貧児教育」については、明治5年の学制及び明治19年の小学校令の頒布に伴って、義務教育制度に附随する産物として常に懸案とされてきた。⁽¹⁾

しかし実質は政策的に放置されていたも同然で、変則的な夜学校・半日学校・子守学校及び民間宗教慈善学校等によって細々と努力されていたにすぎなかった。⁽²⁾ なかでは明治20年代は宗教慈善学校の一興隆期であったが、それも明治32年の私立学校令及び同年の文部省訓令「公立学校における宗教の分離」の指示等によって、代用小学化していた宗教慈善学校は次第に衰退の途をたどることになった。

この状況下に成立した「東京市特殊尋常小学校」は、「公的機関がはじめて継続的な事業として貧児教育に着手した最初のもの」⁽⁴⁾である。

これは、政策主体が「貧児」をその「教育政策」の対象として選択したということの意味しているが、と同時に「貧児」という児童福祉の対象規定は、明治4年の「棄児養育米給与方」以来、何ら貧児保護措置のための制度をもたなかった当時においては、真にめずらしい「児童福祉政策」としての性格をもたらしている。

その事業内容の詳細を明らかにすることは、我国における児童福祉史の一断面に光をあてること、ならびに近年その統合化の必要が見直されつつある「教育」と「福祉」の繋がり原点を歴史的に考察する機会を与えることになろう。

小論は以上の視点から、1)特殊小学校制度の成立と展開を明らかにする。2)特殊小学校児童の生

活実態を明らかにする。3)上記二点から特殊小学校制度の「児童政策」としての意味を考察する。以上の3点を目的とした。

なお小論は、昭和55年度修士論文の一部を紙面の都合上再構成したものである。

注

- (1) 「学制」(明治5)では「小学校は教育の初級にして人民一般必ず学ばずんばあるべからずものとす」と規定した上で、小学校を「尋常小学」「女児小学」「村落小学」「貧入小学」「小学私塾」「幼稚小学」「変則小学」の7種に分けた。「貧児小学」は欧米のチャリティスクールを模したもので「仁恵学校」とも呼ばれたが、尋常小学設立もままならない当時は有名無実の存在であった。

「小学校令」(明治19)では「義務教育」の原則が明確にされたが、同時に制定された「学齢児童就学規則」によって、「廢疾者」「身体發育其度に適しない者」「疾病の速に治癒の見込みなき者」とともに、「児童の力に依りて生活する者」及び「一家貧窮の者」は就学猶予されることとなった。つまり、我国の義務教育制度は成立当初から廢疾・身障・疾病児童とともに貧困児童を制度の枠外に置くことによって成立したといえよう。

- (2) 東京府は明治8年に公立公恵学校(救民学校)を設立したが、早くも同10年の学事改正で府の援助を打ち切り、民費に移行している。

当時の東京府知事楠本正隆は大変教育熱心な官僚で、明治9年に「公立小学校夜学開設概則」

を制定した。それは後に「庶民夜学校」へと発展したが、対象年齢を10歳以上に限るなど中等学校の代替と考えた方がよい。

- (3) 小学校令に附随した文部省令「小学簡易科要領」による無償制・修業年限3ヶ年の簡易科制度と、同じ小学校令による代用小学校制度によって多くの私立学校が生まれた。

吉田久一『近代仏教社会史』参照

- (4) 田中勝文「児童保護と教育、その社会史的考察—東京市の特殊小学校設立をめぐって—」
『名古屋大学教育学部紀要』

I 東京市特殊小学校制度の成立と展開

1) 東京市特殊小学校の成立とその背景

東京市会に次のような議案が提出されたのは、明治34年7月10日のことであった。

東京市特殊尋常小学校設立の件

本市ハ細民児童教育ノ為メ明治34年度ニ於テ、左ノ方法ニヨリ特殊ノ施設ヲ為シタル尋常小学校凡ソ五校ヲ設立スルモノトス

但本件設立ニ関スル費用ハ神田区橋本町市有地ヲ売却シ、其代金ヲ以テ基本財産ヲ借入レ之ニ充ツ。

方法

1. 特殊尋常小学校ハ市内細民ノ居住多キ地ヲ相シテ之ヲ設立ス
1. 特殊尋常小学校建設費ハ一校凡テ萬四千元以内トス
1. 就学児童ニハ教科書学用品一切ヲ貸與ス
説明

本市在住ノ子弟ニシテ貧困ノ為メ就学シ能ハサルモノノ為メニ、特殊ノ施設ヲ為シタル尋常小学校ヲ建設スルノ必要アルニ依リ、本案ヲ提出ス。(・は委員会修正、-は委員会

削除)

松田市長は本件提出に際して、1)東京市の未就学児対策として、貧児の就学助長のために特殊尋常小学校を設置すること。2)東京市の直営とすること。3)経済的理由のためさし当り下谷萬年町他5つの細民居住地区に設置すること。4)費用は市有地の一部を売却して当てること。5)一校の規模は、300坪、定員150名程度を見込んだこと等を説明している。

本案は小委員会の調査でその重要性が確認され、資金を基本財産から借入れるようにと原案より一歩積極的な訂正が行なわれた上で決議された。さらに設置地域については、本所区の委員からの設置拡大の建議⁽¹⁾が出されるなどの働きかけもあって、順次各区への設置を進める方針も確認された。

この設立議案によっても明らかのように、特殊小学校は「市内細民ノ居住多キ地」(＝スラム街)に設置された。

当時は産業革命の進行と、日清戦争の勝利後それまで対外問題の中心であった条約改正問題の一部解決をみたことによって、いよいよ産業資本主義の展開段階に足を踏み入れた時期であった。資本主義の発展は農民層分解を促進し、輩出された労働力が資本の集積した都市へ流入することによって都市人口は急増する⁽²⁾。これらの都市流入人口は、東京の機械制大工業の展開が未熟で流入人口を完全に吸収する能力が無かったことと、当時隆盛であった殖産工業には一定の技術水準を持った熟練労働者が要求されたにもかかわらず流入人口の大部分は不熟練労働者であり、その即刻の養成は困難であったことから、雇用労働者に転化することなく都市下層民として細民街(＝スラム)に沈澱していった。

〈表1〉は東京市におけるスラム街の年代別所在地であるが、明治31年に横山源之助が「東京の

〈表1〉 東京市の細民街の変遷

※ 太字は特殊小学校所在地域

	牛込	小石川	芝	四谷	下谷	浅草	本所	深川	その他
明治10年代			新綱	鮫ヶ橋 天竜寺門前 市ヶ谷町 市ヶ谷富久町	万年町				本郷湯島 日本橋八丁堀 神田橋本町
明治20年代	赤城下		金杉三丁目 高輪南町	市ヶ谷 長延寺谷町	下車坂町 山伏町 南稻荷町 神吉町 竹住町 広徳寺裏町	清島町 北田原町 今戸安倍川町 橋場三間町 花川戸	外手町	東大工町 裏大工町	本郷根津宮永町
明治30年代	山伏町 白銀町				元吉町 北田原町 吉野町 玉姫町 新谷町	元吉町 北田原町 吉野町 玉姫町 新谷町	花若宮町 麦町	猿江裏町 本村町 石島町 千田町	
明治40年代				元町(元鮫ヶ橋)	金杉町 竜泉寺町	神吉町 業平町 浅草町	松倉町・菊川町 中ノ郷・長岡町 横川町・太平町 柳島梅森町 柳島横川町	富川町 霊岸島町	
震災前	左内町 鷹匠町	山白 御殿町 西原町 西丸町	浦松町 芝浜	永住町 新宿旭町	田中町		三笠町 吉田町		神田三河町 京橋八丁堀仲町 大塚坂下町 本郷根津八重垣町 藍染町・三の輪 日暮里・三河島 大島・寺島
震災後									三河島 日暮里住橋原 南千住橋原 板倉

資料：津田真徴『日本の都市下層社会—明治末期のストラムをめぐって』
吉田久一『明治維新における貧困の変質』

最下層とは那處ぞ、曰く四谷鮫橋、曰く下谷萬年町、曰く芝新綱、東京の三大貧窟即ち是たり」と述べている三地域は明治10年代より姿を見せている。特殊小学校は先の3地域に加えて、特に明治20年代以降に「工業なき東京市にては最も工場多き土地⁽³⁾」となった本所、深川区に所在するいわゆるモダンスラムに設置された。

これらのスラム街は、居住者の低廉な所得、最低の生活水準、超過密の居住条件から様々な問題をひきおこした。特に衛生状態の悪さから伝染病

の巣窟となったことや、犯罪の頻発によって、主として社会防衛的観点から社会問題化した⁽⁴⁾が、加えて問題となったのは、スラムとその周辺に居住する子供達の就学率の低さであった。

〈表2〉は明治28年～35年の就学率の変化であるが、これによると東京市の就学率は明治31年を除いて常に全国平均を2～4%下回っている。さらに明治34年以降は市部が府の就学率を引き下げる結果となっている。

〈表2〉 就学率の推移 (%)

年	東京府	東京市	全 国
1895 (明治28)	57.17	57.72	61.24
1896 (明治29)	59.63	60.38	64.22
1897 (明治30)	62.77	64.52	66.65
1898 (明治31)	66.60	69.26	68.91
1899 (明治32)	66.26	67.19	72.75
1900 (明治33)	76.00	76.56	81.48
1901 (明治34)	82.90	82.42	88.05
1902 (明治35)	88.83	88.57	91.57

資料：文部省年報
東京市学事年報

さらに各区別の就学率をみると〈表3〉の通りである。これによると、区格差が大きいこと、スラム街を有する芝・四谷・下谷・浅草・本所・深川の各区が著しく低率であることがわかる。

これだけでも都市下層民の就学率の低さに驚くに十分であるが、地域をスラムに限定すると現状

はさらに劣悪であった。例えば明治36年に開校した萬年小学校の初年度入学者中、実に92%が本籍或は寄留簿等何らかの公的帳簿に記載されていないいわゆる「無籍児」であったが、こういった子供達は統計からはみ出した存在であったのである。

こういった状況のもと、「帝都東京」の就学問

〈表3〉 各区別就学率の推移

区	(%)			
	1895 (明治28)	1897 (明治30)	1899 (明治32)	1901 (明治34)
深川	62.5	65.3	▲ 65.4	▲ 71.1
本所	64.6	75.5	▲ 64.7	▲ 75.9
浅草	▲ 52.4	▲ 60.0	▲ 47.0	89.3
下谷	▲ 56.3	▲ 57.4	▲ 59.3	▲ 65.7
本郷	▲ 54.5	75.3	79.2	84.0
小石川	73.6	71.7	70.6	82.5
牛込	▲ 37.1	▲ 56.6	79.8	94.3
四谷	62.9	▲ 63.9	69.4	▲ 75.2
赤坂	63.9	73.8	79.8	94.7
麻布	57.3	▲ 61.1	70.5	▲ 76.9
芝	▲ 53.0	▲ 51.5	75.4	83.6
京橋	▲ 46.6	▲ 58.9	85.0	83.6
日本橋	69.9	77.8	74.0	94.3
神田	62.3	70.0	70.3	84.1
麹町	71.5	76.0	74.5	93.1
全市	57.7	64.5	67.2	82.4

資料：東京府学事年報

▲は全市より低率のもの

題は行政側の注目せざるを得ない問題となった。折りしも明治32年は「内地雑居の年」でもあり、対外的立場からも東京の教育普及は緊急の課題であった。政府も明治31年には文部省訓令をもって東京府に教育奨励策の強化を達した。首都たる東京は教育普及についても全国の模範となるべきであるのに現状はどうか、もっと東京市への監督を厳密にして施設拡充整備をさせ、就学の督責を強化せよという内容であった。

世論も教育界のみならず、労働側、産業資本側

司法関係者等各方面から高まりを見せるようになった。⁽⁵⁾

前述の市会議決の直接のきっかけとなったのは、明治33年に東宮の慶事に際して東京市に教育奨励資金として8万円下賜されたことと言われる。⁽⁶⁾この下賜金は新たな事業を興すほどの額ではなかったが、「貧児就学奨励の聖旨があった」ということが社会的に大きな影響を与えた。

星亨を初めとする聖旨に感激した有志が集まって「東京市教育会」を組織し、明治33年に「東京

市小学校教育施設に關スル建議」を提出するなど、その後粉糾した第一次学政統一問題の端初となつたのである。この建議によって初めて市会で特殊小学校の設置案がとりあげられた。

その後、星享の急死というアクシデントを経ながら、「半日学校制、夜学校制、私立校代用又は寺院民家の仮校舍使用により不就学者をなくすよう計画せよ」⁽⁷⁾として直営施策よりむしろ制度の多様化を促す「東京府」と、独自の事業を展開しようとする「東京市」の確執が続いたが、松田市長の独立東京市の威信をかけた決断によって、市が具体化する運びとなった。

松田市長は、当時教育課長であった山田久作に貧兒学校設立案の作成を命じ、山田は後の萬年小学校校長坂本龍之輔⁽⁸⁾の協力を得て立案したというのが、それ以降の経緯である。

しかし、賜下金が特殊学校設立の実質を負うものでなかったのにもかかわらず、特殊小学校は聖旨に基づいてなされる貧兒政策であるという大義名分は広く宣伝された。あらゆる文書も特殊小学校が聖旨により創設されたとの説明を欠かさない。そしてこれは教育を義務として課し、かつその運営は民費でまかなえという一般教育政策の方針と、全て無償給付という形で運営せざるを得ない貧兒教育の二者並存の矛盾をたくみに曖昧化するのに役立った。即ち、一般児童と貧兒を区別し、哀れな貧兒だけに無償教育を施すことの理由に聖旨(=皇室慈善)が利用されたのである。

ここでの貧兒の無償教育は、教育を受ける権利として一般児童の無償化へつながるものではなく、広汎な一般庶民の自己負担が前提としてなされたのである。これは一面で特殊小学校を「お助け学校」とか「お情け学校」と一段さげすむ庶民感情を涵養したといえないだろうか。戦前我国における皇室慈善の果たした社会的役割は、今後さらに検

討されるべき課題であると思う。

2) 東京市特殊小学校における事業の内容

東京市特殊小学校は、明治36年に下谷萬年小学校が開設以来、大正7年に本所太平小学校が開設されるまで16年間に11校と分校1校の計12校が設置された。設置年と順序は以下の通りである。

〈表4〉 東京市特殊小学校一覽

校名	開設年月	位置
東京市萬年小学校	明36. 2	下谷区萬年町
〃 靈岸小学校	〃 36. 3	深川区靈岸町
〃 鮫ツ橋小学校	〃 36. 10	四谷区谷町
〃 三笠小学校	〃 36. 10	本所区三笠町
〃 玉姫小学校	〃 38. 4	浅草区浅草町
〃 芝浦小学校	〃 40. 5	芝区新網町
〃 絶江小学校	〃 42. 6	麻生区本村町
〃 林町小学校	〃 43.	小石川区林町
〃 猿江小学校	〃 45. 4	深川区猿江町
〃 菊川小学校	〃 45. 4	本所区菊川町
〃 太平小学校	大 7. 6	本所区太平町

備考：上記学校の他に大正10年開設の鮫橋小学校分校がある。

特殊小学校はその性格上、一般の尋常小学校と異なる独自の事業を展開した。

まず収容児童の資格については、明治36年2月に東京市教育課長との会議によって次のように定められた。

第1条 左の各項に相当する保護者の許にある児童は直に収容の決定を行ふ。

(イ) 当校職員が奨励説諭せる結果申し出たる者。

(ロ) 区役所より指定ある者

(ハ) 家屋差配人若は家主・警官・医師・僧侶等の紹介にして各項に相当する貧困な

る者

- (1) 紙屑拾、日雇人足、下層なる日給取、人力車夫、荷車挽、刃物研、蝙蝠傘の骨直し等無資産或は至微零碎なる資本によりて生活を営む者。
- (2) 所謂内職なるもの即極低程の戸内工業によりて生活を立てる者。

(ニ) 指定若しくは紹介者ある入学申出者と雖も、生活状態に疑はしき処ある者は、実地視察の上收容を決定す。

(ホ) 従来本校に收容せる児童家庭よりの申込に対しては其状況を調査し、收容の決定を行ふ。

(ヘ) 收容決定の場合には、保護者をして児童を同行せしめ、收容者台帳相当欄の記入をなし捺印せしむ。

(ト) 收容すべく決定せる者は区役所に通知書を発送す。

第2条 欠員を生ずるに従い時期に拘泥せず臨機收容す。

第3条 收容すべく決定の時に保護者若は其代理者たる可き其家族中の大人に出校せしめ学校長より懇談訓告し、臨時に一名ずつ入学する時の外は必ず入学式を挙ぐるものとす。

この規程は、保護者の職業を例示したり、実地調査を実施する等かなり具体的規程のようにみえるが、その実いわゆる「細民」の所得水準や生活程度、貧窮度などの客観的基準には一切触れておらず、かなり曖昧であった。このため大正2年頃になると「通学セル生徒中、貧困者ノ子弟ニ比シ、質屋、金融業又ハ相当ナル呉服商等ノ子弟寧口多数ヲ占メル有様⁽⁹⁾」という事を理由に、本所区菊川小学校、小石川区林町小学校、深川区猿江小学校の3校は「特別学校」と

改称し、富有者の子弟に対しては月謝を徴収することとなった。しかし、收容児の大多数は後述するように都市の最下層の子供達であった。

萬年小学校開設当時は、職員が地元はもちろんかなり遠いスラムまで出向いて就学の勧誘をした。⁽¹⁰⁾ 收容児はやがて急増し、ピークの大正8年には9,000人を超えている。

〈表5〉 特殊小学校在籍児童数の推移

年	特殊小学校数	在籍児童数
1909	6	3,346
1910	7	4,085
1911	8	5,059
1912	10	6,912
1913	10	7,379
1914	10	7,974
1915	10	8,446
1916	10	8,639
1917	10	8,694
1918	11	8,946
1919	11	9,254
1920	11	8,895
1921	12	8,745
1922	12	8,207
1923	12	8,362
1924	12	(不明)
1925	12	7,486

資料：「東京市立小学校施設事項第一輯」
各小学校の便覧
東京市学事年報

明治36年当時、尋常小学校の授業料が月70銭。しかも学用品代が加わると、月収8～9円に過ぎない細民層にとって、その子供達を教育する余裕などとうていおよびもつかなか⁽¹⁾った。就学を推めるためには単に無月謝にだけでは効果

は無いに等しいため、様々な工夫がされた。

まず通学・修学に必要な物品の給与や貸与がなされている。〈表6〉は大正3年の萬年小学校の例である。

〈表6〉 給与品・貸与品一覧

給与品 (第1種)

- 半紙 ○習字筆 ○筆記筆 ○鉛筆 ○絵具 ○開明墨 ○消護膜 ○色蠟筆
- 雑記帳 ○綴方帳 ○算術帳 ○図画帳 ○地理歴史筆記帳 ○理科筆記帳
- 裁縫帳 ○手工用品 ○裁縫用品 ○基他臨時必需品

給与品 (第2種)

- 沐浴用品(石鹼・手拭等)
- 理髪用品(油元詰ピン等)
- 履物 (校内用)
- 手巾
- 洗濯用品
- 児童会費(毎回4銭2回分)
- 保護者会費(每学級1円50銭)

給与品 (第3種)

- 薬品
- 運動会並郊外教授用品
(1回 4銭5厘)
- 式日用品(毎回2銭)
- 賞与品 (1人4銭)

貸与品 (第1種)

- 修学用品中、給与品を除く全て、校外に持出しできない。

貸与品 (第2種)

- 傘
- 更衣 ○手工用上衣

資料：「東京市立小学校施設事項第一輯」より

ここで特色のあるのは第2種の給与・貸与品であろう。これは保健衛生や基本的生活習慣の指導のために用いられたものである。各校には浴室が設置され、週1～2回の入浴や理髪・結髪は教師の重要な任務のひとつであった。子ども

もたちと一緒にあかで濁る湯舟につかったり、しらみの卵がビーズのように光り、汗と油でわかめのようにこびりついた髪をすく仕事は重労働であっただけでなく、これによるトラホームや皮膚病の感染に、初期の教師は悩まされたよ

うである。しかし、その効果も著しかった。

又学校設備で特色のあるのは、各校とも学校敷地内に校長住宅を置いていることである。これは児童の生活地域に教師が居住することが望ましいとする坂本龍之輔の提案でなされたものであるが、熱心な教員が多かったためもあって、教師と生徒が学業を離れた触れあいの場として大いに活用された。⁽¹²⁾

学級編成や時間割にも工夫がなされた。鮫ヶ橋小学校を例にみると、創設頭初は4年制で午前・午後の2部教授であったが、明治40年の小学校令改正により義務年限が6年制に延長されたため、5・6年次は夜間教授をするようになった。同校では大正4年度から昼間部との複式としている。時間割は午前9時開始で1時限40分、休憩10分。午前中4時限、午後1時限であったが、昼休みは1時間20分とっており、昼食や年下の兄弟の世話をするために帰宅しなければならぬという事情が斟酌されていた。

その他、夏季休暇中の運動場開放や夏季復習授業を実施したり、生活指導の一環として「児童貯金」を奨励するなどしている。

家庭と学校の関係は、児童の就学勧誘の時に始まって、卒業後の相談事業に至るまできわめて密接で、日常の家庭訪問が非常に重視された。

学校側がどの程度まで家庭と児童を把握したかについては、鮫ヶ橋小学校で明治45年以降実施されていた「訓練簿」の項目で推量できる。⁽¹³⁾

〈家庭状況〉

1. 氏名
2. 生年月日（届出と実際）
3. 入学学年及年月日
4. 入学前の事柄
5. 父母氏名（実父母・継父母・正婚・内縁等の区別）
6. 保護者と児童の続柄
7. 保護者本籍住所（現住に届出と未済あり）

8. 教育（父母供、但母には特に裁縫の出来不出来）
9. 職業（父母共以前と現在）
10. 収入（父母共、但年2回調）
11. 先代調（租父母の代、父母の代とも）
12. 貧困の原因
13. 家族の特殊の性質及娯楽等
14. 家族数
15. 家族の職業・家人の数・一家の収入月平均
16. 家長の労働日数
17. 家賃と納方・畳数
18. 同居の人数及出金額
19. 家族は睦きか、子供の育て方の状況
20. 家庭にて復習できるか、能はずとすれば其理由
21. 宗教及信仰の程度
22. 保護者の貯金と方法及金額
23. 借金の額と利子及方法
24. 入質の額及利子
25. 残飯生活をなすか、時々にか、尚他より救助せらるることありしか、
26. 家長其他処罰を受けしか、其罪は
27. 家庭救済方法

〈児童状況〉

1. 学業と操行点
2. 成績の進否
3. 優劣の学科
4. 優れたる行為と劣れる行為
5. 出席の状況
6. 天才的のものありや、器用か不器用か
7. 特に奨励せし事項
8. 特に訓戒せし事
9. 品質上か中か下か、作法如何
10. 身体の状況、栄養の良否
11. 意志強きか否
12. 規律正しきか否、作業の精粗
13. 奮発心ありや隋弱なるか
14. 快活か因循か、運動を好むか否
15. 静肅か粗暴か、沈静か軽卒か、野鄙か上品か、争いを好むか
16. 臆病か大胆か、謙遜か傲慢か、堪忍か怒り易きか、嫉妬心は
17. 教養上の意見
18. 特殊の遺伝
19. 頭の外形及顔面の状態
20. 早熟の方なるや否、性欲は発達せるか
21. 自助心の程度
22. 誠実なるや、恥を知るか鉄面皮か
23. 親孝行なりや、師を敬するや、恩を感ずるや
24. 言語は明瞭か否か、発表は巧みなりや否
25. 不

- 注意、落付かざる、物にあきやすい方か否
26. 虚栄心強くはなきか、人を欺くことなきか、盗心なきか 27. 心配性、ふさがちの性質にてはなきや 28. 嫉妬がましき惨酷なことをする等のことなきか 29. 賭事の遊びをすることなきか、主なる遊びは何か 30. 児童の貯蓄高及、その金は如何にして得しか
31. 小遣銭の平均日額、如何にして得しか、主たる用途 32. 労働の種類、時間及賃金（或は家庭の手伝いは何か） 33. 食事は満腹するか、衣類は寒さを凌ぐに足るか、睡眠時間及状態 34. 将来如何なる職業に従事するを適當とするか、本人及保護者の希望。

これらの諸項目は、かなり主観的で稚拙な面も多く、特に家族状況はプライバシーという点

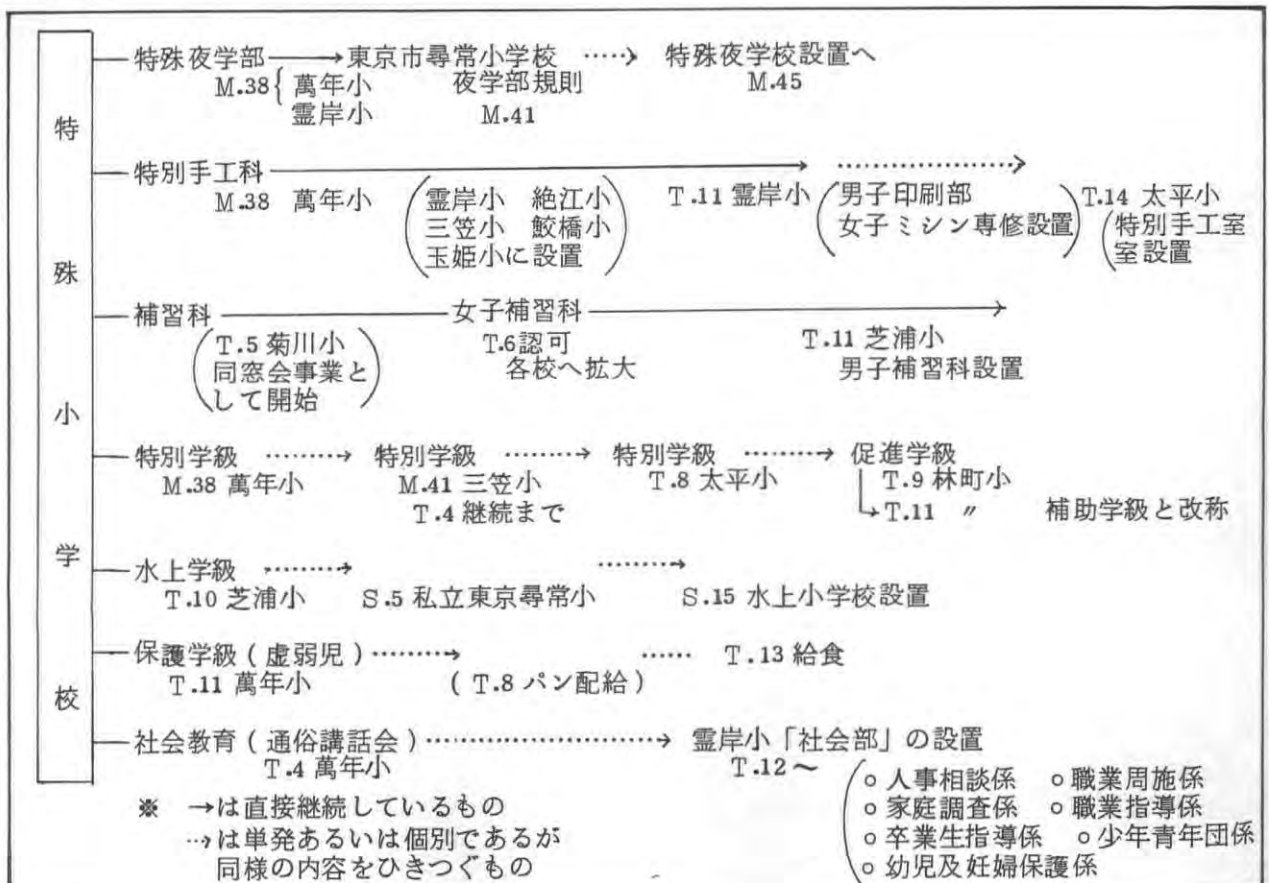
からみるとかなり問題がある。調査事項に対して学校としては何ら援助手段を持たないかなり立入った問題にまで触れられている点は、対象児童及家族の人としての尊厳を傷つけることでもあり、当時の「細民」観の限界を示すものと言えよう。しかし、児童を家族環境を含めて総体として把握しようとした点と、こういった諸点からの実態認識から後述するような様々な事業を實際行っていた点には一定の評価が与えられるよう。

3) 東京市特殊小学校における事業の展開

2)で述べた基本的事業にとどまらず特殊小学校は、児童の実態から生まれた産物として、或は東京市の直営ということから教育事業の実験的試みとして、様々な事業を生み出した。

〈図1〉はそれらを図化したものである。

〈図1〉



紙面の都合でひとつひとつを詳細にとりあげられないので「特別手工科」の概略のみ述べる。

特別手工科は、児童が子守や家業の手伝い、奉公等により中途廃学や欠席者が多いことからその対策として、明治38年坂本龍之輔の発案で設けられたものである。

坂本は、一般に労働児童の方が発育や健康状態・学力が劣ると言われているのに反して、特殊小学校では煙草工場に通う児童の方が生活規律が立っており、賃金を得ることで栄養も良く、日常生活も低度ながらも安定している点に注目

し、就労を妨げることなく就労させる方法として特別手工科を構想した。子供を学校へ出すことは、学校費が無償でも稼ぎの無い分だけ損であるとして就学を渋る親たちへの緩衝策の意味もあったと言われる。

経営や職種については周到に検討されたが、坂本が必要最低稼得額と目算した「日給7銭」を稼げる職種を見出すのはなかなか困難であった。結局、男子は「萬年人形」と称する粘土細工、女子は輸出用のレース編を採用した。その実績は〈表7〉の通りである。

〈表7〉 萬年小学校特別手工科の実績（大正元年）

	男 子	女 子
1日労働時間	5時間	3時間
作 品	523,386 個（人形）	14,708 個（レース編）
作 業 賃 金	350 円 6 銭 5 厘	199 円 58 銭 5 厘
延 生 徒 数	1,014 人	613 人
（1ヶ月平均）	113 人	68 人
最 高 稼 得	21 円 66 銭（12才）	11 円 45 銭（12才）

※ 『児童研究』16巻7号より作成

霊岸小学校では足袋の甲馳と編物、三笠小学校ではランプ笠と麻糸つなぎ、専売局の煙草の箱加工、玉姫小学校ではプレス鉛の加工や鼻緒、絶江小学校では紙袋と編物を実施している。

しかし、特別手工科の設置によって家計補助の問題が全て解消したわけではなく、緊急を要する援助等は次第に特殊小学校後援会の業務となってゆく。又、大正期も後半になると特別手工科の目的は「賃金取得」から次第に「職業教育」に重点が置かれるようになった。例えば霊岸小学校では、大正11年から男子印刷部、女子ミシン専修を開設した。印刷部では尋常5年になると、将来印刷業に就きたいと希望する者を

印刷部・植字部・文選部の三箇所で一学期ずつ訓練し、6年になるといずれかの専攻に分けた。卒業後は印刷局や大工場に採用され、評判も良かったという。又、平常は訓練も兼ねて封筒や名刺を印刷して一人平均月額4円60銭を稼ぎ、父兄にも好評であった。太平小学校でも大正14年には木工教育を始めている。

4) 東京市特殊小学校後援会の事業

後援会の前身は、明治40年につくられた「特殊小学校児童救護会」である。救護会は同年8月の大水害の被災者に特殊小学校児童が多く含まれていたため、それらを救済するために民間

篤志家の寄付金を基礎として設立されたものである。救護会が衣料品や医療費の給与という所期の任務を終えた後、特殊小学校の継続的な後援を目的として、残りの資産 193 円を引継いで、明治43年7月社団法人「東京市特殊小学校後援会」⁽¹⁴⁾となった。

「東京市特殊小学校後援会定款」によるとその事業内容は、1)在学児童への援助……衣料品・食料品の給与、疾病の治療、労働賃金の補助、無籍児等のための身分の訂正及設定。2)不就学児童への援助。3)幼児保育所の経営。4)卒業生へのアフターケア……職業紹介・周旋、修学援助、補習、善行の表彰、となっている。

後に「貸長屋」も開いた。明治44年4月に大火で焼け出された玉姫小学校児童の家族のために玉姫神社境内に、1戸2畳敷の84戸のバラックを建てたことから始まり、翌45年、新聞による募金キャンペーンによって集めた資金を基礎として「玉姫小学校児童保護者収容所」が開設されたのを初めとする。

同収容所は5棟あり、3つの棟はそれぞれ14戸・14戸・10戸の二階建。1棟は事務所・託児場と授産場、残る1棟は共同浴場であった。内部の様子は「各棟一戸二畳四畳の二間にして履脱は三尺、光沢硝子張の格子を建て、窓も残らず硝子障子を建て光線を自在に入らしめ、三尺の押入を設け、廊下を隔てて三尺五寸に四尺の勝手を設け、室内には五燭の電燈を点じ、炊事場には瓦斯を引用して炊事用に供する設備あり、廊下は階上階下共混凝土（コンクリート）を以って固め、下水の排泄、空気の流通等毫も遺憾無く、棟と棟との間又空地には、白楊約30本を植えて、空気の調節を計る等衛生的設備の称すべきものあり⁽¹⁵⁾」という状況であった。

家賃は1日10銭、ガスを使用する者は2銭を加え、その内1銭を自立資金のために貯金させた。当時のスラム街の非衛生な棟割長屋が3畳1間で1日7銭⁽¹⁶⁾であったのと比べるとかなりの好条件といえる。

後援会立の貸長屋は、明治45年4月に浅草区橋場町に6戸建3棟、4戸建2棟、さらに大正3年には明治天皇御大喪による葬場殿御用材の一部交付を利用して、四谷鮫橋に10戸建1棟、8戸建1棟、6戸建1棟の計3棟が建設された。

これらの貸長屋は単に低廉な住居提供にとどまらず、托児場や授産場といったいわゆる「福祉施設」を併設していたところに大きな特色があった。四谷鮫橋の長屋には、鮫橋小学校の小笠原訓導一家が管理人として事務所に入居⁽¹⁷⁾し、小笠原夫人は托児場の保母として長らく勤めた。小笠原一家の献身的な活動から長屋は「お手本長屋」とも呼ばれ、セツルメントの役割も果たしたようである。

これらの後援会の事業はほとんど寄附によって賄われた。鮫橋長屋や托児所の建設も、三井・岩崎両家と桃中軒雲右衛門らの寄附金でなされている。学校当局側は早くから関連事業としての幼児預所設置を要望したが市費を充てることにはかなり抵抗があり、後援会事業とすることによって初めて実現したという経緯もあった。これは、特殊小学校創設当時は市費丸かかえてあった事業費のうち、就学援助や生活関連事業については次第に「後援会」という民費運用機関の事業として分担させられてくる様子を示している。公的施策が民間慈善を組織化し、費用面で民費を運用するシステムを形成していくのである。

注

- (1) 「特殊小学校増設の建議」明治34年10月25日付、提出者は坪谷善四郎、渡辺大治郎、福島堂、田中新兵衛。
- (2) 当時の人口流入はすさまじく、「すなわち1889(明治22)年で、本籍人口の7割近い約56万人に及ぶ社会増があきらかであるが、これは当時の東京の5人の市民のうち2人が流入人口であった計算になる」「こうした流入人口の激増の結果、日露戦争後、人口は200万人台に達したのみならず、1907年には社会増が100万人に及び、2人の市民のうち1人が流入者となる」石塚裕道『東京の社会経済史』紀伊国屋書店1977年、P.101~102。流入者のスラム沈殿については、津田真徹「日本の都市下層社会」『経済学論集』Vol.24 No.2参照。
- (3) 横山源之助『日本の下層社会』岩波文庫P.19
- (4) 「凡そかかる地区は、強盗放火殺人その他あらゆる罪惡の集まる所、之がために一般社会にその累を為すに至っては、社会は決して之を安然傍観して居る訳には行かぬ。……窮民救済の事は、実に社会が自個の安寧秩序を保持するがために欠くべからず事となってきた」秋水・小蓋「下谷万年尋常小学校を観る」(『教育研究』第29号)1908年。明治34年には、浮浪児の放火を機に感化法が成立している。
- (5) 田中勝文は前掲論文で、当時の論調には1)国民教育普及論の立場 2)農商務官僚の立場 3)内務・司法官僚の立場 4)労働者階級の立場の4つがあったと説明している。
- (6) 下賜金が直接の設立資金であったかのように捉え「公立という名の皇室慈善学校であった」(仲新編『日本子どもの歴史5富国強兵下の子ども』)と評価したむきもあるが、実際はこの8万円は東京市教育基金としてプールされ、その利子は教員や功労者への褒賞に主に支出された。利子金額が全額特殊小学校関係費に回されたとしても、初年度予算の建設費の4分の1程度の割合である。
- (7) 東京府知事訓令 明治34年2月23日『教育時論』573号
- (8) 坂本龍之輔についても、自らも万年小学校卒業生である添田知道が、綿密な資料をもとに小説『教育者』4部作を発表している。その他、井野川潔「下谷万年小学校と坂本龍之輔」(『日本教育運動史』第1巻)、清水寛・津田裕次「坂本龍之輔と貧児教育」(『近代日本の教育を育てた人々』下巻)等を参照。
坂本の主要論文は「所謂細民教育なるものに就て」(『慈善』1915年)
- (9) 「特殊小学校中名称更改並ニ授業料徴収ニ関スル建議」(大正2年2月12日「市会議事録」)
- (10) 学区は特に定められておらず、地元周辺のスラム街を中心としたが、かなり広範囲に及んでいる。例えば芝浦小学校には「五反田、渋谷、板橋からも相当きていた」(『竹芝小学校50周年記念誌』)し、鮫橋小学校には「淀橋や牛込やずいぶん遠くからも来た」(鮫橋小学校卒業生の証言)
- (11) 平出鏗二郎『東京風俗誌』明治34年、P.87
- (12) 「その当時(明治40~大正10年頃)の卒業生仲間が7人、10人というふうには1週1回ずつ校長の家に集まっては、いわゆる青年の座談会のようなものを校長を中心に開いて話し合う。卒業生の社会に進む処生訓、そういったものがこの校長の言葉から出る。これが非常に青年たちを指導啓発した」と芝浦小学校の卒業生が述懐している。『竹芝小学校50周年記念誌』昭和33年の座談会
- (13) 通常家庭環境調査は他の特殊小学校でもなさ

れていた。霊岸小学校については、近藤堅三「貧児教育と其の回顧」（『教育時論』大正15年2月）参照。

- (14) 発起人は、伊藤基・加藤斑・田川大吉郎・高橋義信ら43名を数えた。設立に際しては尾崎行雄市長が趣意書を発するなど、市当局が積極的に推進した。
- (15) 『慈善』3編4号 時報より
- (16) 生江孝乏「細民住宅問題に就て」（『慈善』5編1号）
- (17) 『四谷第七小学校60周年記念誌』昭和38年。大正10年に小笠訓導が亡って後は子息の正之氏が管理を引継いだ。

II 東京市特殊小学校児童

の生活と労働

特殊小学校児童の生活実態の全体を把握するには、その期間が明治36年～大正15年と長期間であることや、設置箇所によって若干の地域差があることから一概にまとめることは非常に困難である。

特殊小学校児童の生活を総合的に調査したものとしては、明治45年の内務省『細民調査統計表』（調査対象となった「細民」の規定要件のひとつに「子弟を特殊小学校に入学せしむる者」がある）が有名であるが、その他、各校で家庭訪問を中心として独自に行ったようである。しかし、その多くは震災や戦災で焼失したり散逸しているため、記録の断片をたどるほかない。

〈表8-1〉は明治39年当時の萬年小学校新入児童の父兄の職業であるが、その内容は工場労働者が少なくいわゆる都市雑業層が多い。

「細民調査統計表」によると車夫・日雇等の家族の収入は、妻の古足袋修繕等の内職も含めて当時月額15～20円程度であった。それもほとんどが日稼ぎであった。特殊小学校児童の朝遅刻が多

〈表8-1〉 萬年小学校児童の父兄の職業（新入生）

（明治39年）

職業	人数	職業	人数
車力	4	玻璃細工職工	1
人力挽	3	印刷職工	1
日傭人足	2	植木職	1
賃仕事	2	鉄道工夫	1
玩具製造	1	踏切番	1
氷のう製造	1	団子屋	1
蝙蝠傘直し	1	土工夫	1
下駄歯入れ	1	菓子屋	1
丁稚	1	大工	1
木挽職	1		

* 『養育院月報』63号

いので調べてみたら、保護者が車夫や行商などの場合夜業であり、稼ぎ人が朝になって幾分かの金を持ち帰るのを待って米や味噌をようやく買いに行き、朝食の用意をするために遅刻していたとい

〈表8-2〉 鮫橋小学校児童の家長の職種

（大正11年）

職種	人数	(%)
日雇	34	11.4
人力車夫・車力	37	12.4
工夫・人夫	49	16.4
職人・大工	52	17.4
職人手伝	41	13.8
和洋裁・糸つなぎ	13	4.4
露店・行商	30	10.1
職工	16	5.4
官衛学校使丁	17	5.7
その他	9	3.0
計	298	100.0

* 鮫橋尋常小学校『学校要覧』

(1)
たという話が報告されている。

〈表8-2〉は大正11年の鮫橋小学校父兄の職種であるが、基本的な構成には変化がない。

その収入は平均月額約57円弱である。この生活程度は、大正10年協会の「俸給生活者職工生計調査」による5人世帯の世帯主の平均収入が約98円であるのと比べると、6割に満たないレベルであることがわかる。中でも収入の低い世帯は母子家庭又は世帯主が罹病者の家庭であった。

ちなみに子ども達の食生活をみると、大正元年に三笠小学校で行なわれた調査によれば、昼食を食べない者が70人(25.8%)⁽³⁾いる。明治末に菊川小学校を卒業したある人は「食べ物も粗末であった。朝はたいい漬物とごはん、みそ汁ぐらいであった。昼はべんとうといっても、けずりぶしをごはんの上にかけてものだった。だがこのべんとうはうまかった。いまでもたべてみたい。夜はいわし、さんまが出れば上等で、それもまれであった。よくめざしが出た⁽⁴⁾」と回想している。

又、大正11年の鮫橋小学校児童の主食をみると、朝食では3%、昼食で10.8%、夕食では12.3%が残飯を購入してすませている。こういった状態は健康保健面に影響を及ぼしただけでなく、基本的な生活習慣の修得にも関係した。17歳の少女が奉公を希望して霊岸小学校の社会部の職業周旋係を訪れたが、残飯購入生活を送っていたため飯の炊き方を知らず、しかもそれを恥ずる色もなかったという悲しい免話もある。⁽⁵⁾

この他、同校児童の居住環境をみると三分の一の家族が4畳半一間の生活であり、なおかつ月額5円以上の高家賃を支払っていることなど、その貧窮度の厳しさが知られる。

児童はこの生活状態の中では多少とも大きくなると有力な家計補助者として期待された。

霊岸小学校では明治42年に児童の「本職」の調査を行っているが、それによると夜学部も含む全校生徒中、有職児童が186人(27.5%)いる。記載された職種の中で特筆すべきは「紡績女工」が20%あるほか「苧巻職工」「編物職工」「硝子職

〈表9〉 鮫橋小学校児童の仕事と賃金(大正11年)

職 業	人 数	時 間		1 日 の 賃 金		
		最 長	最 短	最 多	最 少	平 均
給 仕	6	9	7	60 銭	30 銭	55 銭
印 刷 工	1	10	10	70	70	70
袋 張	11	8	3	30	5	9
露 天 商	2	10	7	30	12	21
玩具製造	4	4	2	10	5	8
糸つなぎ	3	4	1	4	1	3
羽織の紐組	1	12	12	12	12	12
納豆売	1	6	3	25	25	25
子 守	4	12	12	10	10	10
家事手伝	25	12	12	—	—	—

* 資料：鮫橋尋常小学校要覧

工」が上位を占めている点である。当時紡績女工の賃金は1日10～35銭で、母親の下手な内職よりはよほど高かった。本所区という土地柄も多少関係しているとは思いますが、世帯主の職種が車夫、日雇といわゆる都市雑業であるのに比べて職種の傾向に相違がある。「工業労働者最低年齢法」が大正12年に遅ればせて制定されるまでの、産業資本が安価な児童労働を駆使した時期であった。

〈表9〉は大正11年の鮫橋小学校児童の状況であるが、有職児童は家事手伝いを含めて12%弱とそのウェイトが若干減っている。前の霊岸小学校と簡単に比較することはできないが、大正後期に特別手工科の位置付けが変わったこと等と考え合わせると、この時期になると機械工業化も高度に進み就業構造が変化したことから、要求される児童労働の質や量にも変化が生じたために、学齢児童が安易に職工、女工になり難くなった結果ではないかと考えられる。

とはいえ、夜学校が特殊小学校廃止後もなお隆盛であったことからわかるように、終戦を迎えるまで、児童労働は奉公や内職によってかなり広範になされていた。〈表10〉

〈注〉

- (1) 『児童研究』21巻10号
- (2) 寡婦はスラムへ沈殿する理由の1つであったが、さらに父親が土工であるとか出稼ぎに行く事によって母子家庭となったために特殊学校に転校するというケースも少なくなかった。『竹芝小学校50周年記念誌』昭和33年卒業生の証言より。
- (3) 『養育院月報』141号 大正元年
- (4) 『開校20周年記念誌 菊川』昭和54年
- (5) 近藤堅三「貧児教育者の漫談」(『教育時論』1561号)
- (6) 『児童研究』13巻2号

Ⅲ まとめにかえて

東京市特殊小学校は、関東大震災の打撃から完全に回復したとはいえない大正14年1月、東京市視学会議によって、各区への移管による普通小学校化、即ち事実上の廃止が決定した。その理由には、特殊小学校という差別の徹廃、細民児童の集団化による性行不良醸成の蔽害、設置箇所における貧児の減少等をあげている。⁽¹⁾ここでその詳細を述べる余裕はないが議案提出の経過や社会背景等から考察すると、廃止の要因としては主として下の点があげられると思う。

1. 産業の発達に伴う都市構造の変化(=スラムの郊外への移動、拡散)
2. 慢性的不況、関東大震災による市敗政の窮迫化
3. 社会不安を背景とする民衆運動の高まりに対する危惧とスラム対策としての見直し⁽²⁾
4. 地域における授業料無償制の拡がり⁽²⁾と貧児教育政策の方針の転換(=夜学校増設と就学奨励策の消極化)

廃止後の貧児教育対象児の実情をみると、保護の必要性も量も大して変化はしていない。それどころか、都市近郊に設けられた夜学校は盛況であった。それにもかかわらず特殊小学校が政策的に葬られたのは、独占段階に至ってやがて大恐慌を迎えようとするこの時期になると、社会的にも経済的にも、スラムにのみ限定的に展開された事業が、もはや救貧施策として通用しなくなったということの意味している。言いかえれば昭和4年の「救護法」制定の必然性を表わしているとも言えるかもしれない。

東京市特殊小学校制度はいかなる意味を持ったであろうか。

まず所期の目的である就学率の上昇であるが、東京市は明治38年に全国平均95.62%を上回った。

特殊小学校児童の廃学・転校・休学率はかなり高に就学率上昇を支えていたのは、特殊小学校であ
率であったが、一応名目上は〈表10〉にみるようった。

〈表10〉 東京市における特殊小学校の就学児童の推移

	就 学 率 %	特殊小学校 児 童 数 ①	(特殊) 尋常夜学児 ②	①+② 就学児童総数 (%)	特 殊 小 学 校 数 ()は分校	尋 常 夜 学 校 数
明治42年	96.63	3,346	2,685	3.7	6	19
" 43年	97.28	4,085	3,058	4.1	7	21
" 44年	96.31	5,059	4,604	5.6	8	24
大正1年	96.57	6,912	4,175	6.2	10	31
" 2年	96.90	7,379	4,600	6.5	10	31
" 3年	96.64	7,974	4,572	6.4	10	34
" 4年	97.1	8,446	5,524	7.1	10	34
" 5年	97.65	8,639	6,237	7.1	10	34
" 6年	97.76	8,694	7,120	7.1	10	36
" 7年	97.89	8,946	7,393	7.0	11	40
" 8年	97.86	9,254	7,250	6.8	11	42
" 9年	98.04	8,895	7,016	6.4	11	42
" 10年	98.23	8,745	6,603	6.0	(+1) 11	43
" 11年	98.67	8,207	4,156	4.7	(+1) 11	43
" 12年	94.02	8,363	5,005	6.1	(+1) 11	43

資料：東京市学事統計より作成

教育成果として卒業生の進路を芝浦小学校を例にとると〈表11〉のようになっている。これによると「職工」「女工」になった者が半数を越えている。さらにその勤務先は専売局、鉄道院、芝浦製作所等、官営工場もしくは発展産業であり、親の職種とかなり異なる「近代的労働者」となった者が多くなっている。

以上のことからわかるように、特殊小学校は、それまで放置されていた細民児童に教育の可能性を与え、スラム住民を前近代的都市雑業層から近代的労働者に陶冶される道を開き、細民児童の生活問題の緩和に貢した。特に、地域の児童に対して、学校の枠をこえて、現実の問題へつぎつぎと対応していった過程は、「教育」と「福祉」がう

〈表11〉 芝浦小学校卒業生の主な進路

		学生 生徒	商店 会社	職工 職女	給仕	奉公	裁縫	家事 事業	職人	その他
明治 37年	男女									
38年	男女									
39年	男女									
40年	男女									
41年	男女									
42年	男女									
43年	男女	1 1								
44年	男女	1		⑦ 3	⑦					2
大正 元年	男女	1 1		⑧ ⑧	⑧		⑧	⑧		1
2年	男女	1		⑥ 9		⑥ 2				3
3年	男女			3 8	6	1	1 2		1	1
4年	男女		2	8 3	7		6 14		1	
5年	男女			5 14	4		5 7			
6年	男女			9 10	1	5	4 3	1		3 7
7年	男女			23 14	3	2	5 3			3
8年	男女	1		17 19	3	5 2	3 10			
9年	男女	3		13 14	9	3 4	10			3
10年	男女			4 20	14	6				8 8
11年	男女			17 30	5	6				14 6
計		9	2	272	67	42	8	81	3	50
%		(1.7)	(0.4)	(50.9)	(12.5)	(7.9)	(1.5)	(15.2)	(0.6)	(9.4)

資料：芝浦小学校の各年の要覧より作成、○は重複しているもの

まくかみ合って初めて実効ある「児童政策」となり得た事実を示している。

しかし、対象がスラムに限定され、皇室や民間の「慈善」を政策主体がとり込むことによって、細民の無権利性が前提とされ、社会防衛を目的とする「教化事業」としてなされたという点で限界があった。

さらに、特殊小学校は、貧児の教育保障がスラム対策と結合されたために、教育に地域、階層による差別性を持ちこんだ面と、単なる学校教育事業の枠を越えて生活援護事業と結びついた事業を展開したという面の両面を有していた。そして又、それと同じ理由で特定のスラム対策としての社会的効力を失ってきた時、廃止されてしまった。

対象となったひとりひとりの児童にとっては、その生存と発達を保障しようとする数少ない施策の1つであったし、熱心な教師に触れた事を「自分達は真の教育を受けた」と誇りにしている卒業生も少なくない⁽³⁾。さらに、貧児にとって特殊小学校の教育が階層上昇又は、より安定の大きな手掛かりであったことは間違いない。

スラムを形成する都市流入者や没落下層労働者などのいわゆる相対的過剰人口は、資本主義の発

展にそって次々と再生産されてゆく。その中で特殊学校は、過剰人口を現役労働者層に吸引するパイプの役割を果していたともいえる。ただ労働人口から新たに排出される相対的過剰人口の量の方がその幾倍も大きかったのである。

〈注〉

(1) 『児童研究』28巻5号

(2) 「特殊学校」という名称が差別を増長させるとして、大正11年には「東京市直営小学校」と改められた。

(3) 「貧乏学校」「只学校」「お情学校」等とからかわれ、世の中に出ても肩身が狭くて出身校を話せない人もいた。しかし、一体に子どもたちは明るく育ち、「立派な校舎や校章が自負と自慢の種だった」という卒業生の話もある。

(開校20周年記念誌「菊川補遺」)又、優秀な児童には後援者を見つけ、上級学校へ進学の道も開いている。著名人としては、元東京弁護士会長五十嵐太仲(太平小学校)、画伯伊藤深水(猿江小学校)、映画監督成瀬己喜男(鮫橋小学校)、文筆家添田知道(萬年小学校)の各氏ほかを輩出している。